## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方	
	●企業内容等の開示に関する内閣府令		
1	今般の改正にあたり、(1)特定譲渡制限付株式、	本件は、提出会社又は関係会社の役員等に	
	(2)パフォーマンスシェア、(3)株式報酬(所定の	よる役務の提供の対価として当該役員等に生	
	時期に確定した数の株式を報酬として付与する	ずる債権の給付と引換えに、提出会社の株式	
	もの)に加えて、役員等を受益者とする自社株	等を当該役員等に対して直接割り当てる方法	
	式交付スキーム(株式給付信託)についても対	について、有価証券届出書における「第三者	
	象としていただきたい。	割当の場合の特記事項」の記載を不要とする	
		ことを内容とするものです。	
		なお、ご指摘の自社株式交付スキームを含	
		め、役員等に提出会社の株式等を給付する方	
		法には様々なものがありうると考えられ、こ	
		れらに係る個別の割当先等の開示の要否につ	
		いては、第三者割当について特記事項の記載	
		が要求されている趣旨等に照らして個々に判	
		断が行われるべきものと考えます。	
2	関係会社の役員等に株式報酬を交付する際に	ご指摘の3つの方法については、関係会社の	
	は、(1)提出会社が、直接に関係会社の役員等に	役員等がその役務の提供の対価として有するこ	
	対して報酬債権を付与して、当該役員等が提出会	とになる債権について、その給付と引換えに、提	
	社に対して当該報酬債権を現物出資する、(2)関	出会社の株式等が当該役員等に割り当てられる	
	係会社が、関係会社の役員等に対して報酬債権	こととなっているものであれば、有価証券届出書	
	を付与して、これを提出会社が債務引受した上	における「第三者割当の場合の特記事項」の記	
	で、当該役員等が提出会社に対して当該報酬債	載は不要と考えられます。	
	権を現物出資する、(3)関係会社が、関係会社の		
	役員等に対して報酬債権を付与して、当該役員等		
	が提出会社に対して当該報酬債権を現物出資す		
	る、という概ね3つの方法があるが、このいずれを		
	も許容する内容として頂きたい。		